

会 員 各 位

住まい手サポーター新規登録のご案内

主 催 愛知ゆとりある住まい推進協議会
実施団体 全愛知建設労働組合（全建愛知）



「住まい手サポーター制度」は、愛知県の「あいち21世紀住まい・まちづくりマスタープラン」におけるチャレンジプロジェクトの一つとして、消費者の住まいに関する相談や質問にいつでも答えることができる体制整備を目指し、愛知県と愛知ゆとりある住まい推進協議会のもと、平成15年度からスタートしています。

消費者の住まいに関するニーズが多様化、かつ複雑化しているなかで、質の高い住まいづくりの住情報の提供や相談体制を図り、地域の大工・工務店など専門家による個別の事情に応じた的確なアドバイスができる人材を「住まい手サポーター」として登録し、名簿を作成・公開してきたところです。

つきましては、当制度の趣旨のご理解をいただいたうえで、住まい手サポーター制度規定第9条に基づき、新規登録の手続きをお願いいたします。

更新料 5,000円／3年【登録証、ステッカー代、登録者名簿、情報管理料等】

登録基準 下記の①、②の両方に該当される方

- ①全建愛知組合員の方
- ②住まい手サポーター倫理規定を遵守し、住まい手の相談に真摯に応えることを約束できる方

申込方法 住宅対策部までご連絡ください。

新規登録された方には、「愛知県住まい手サポーター登録証」を再交付し、愛知ゆとりある住まい推進協議会（ゆとり協）が発行する「住まい手サポーター登録者名簿」に掲載します。この名簿は県及び県内市町村の建築行政窓口を設置されるほか、インターネットのホームページにも掲載されます。

住まい手サポーターとは？

- 面接や電話で概ね 30 分～1 時間程度の基本的な相談に無償で応じ、客観的な立場から助言を行います。
- 住まい手サポーターは、建築士や大工、インテリアコーディネーターなど、様々な分野の住まいの専門家です。
- 住まい手サポーターは、愛知ゆとりある住まい推進協議会正会員の団体に属する会員で、各所属団体から推薦を受けています。
- 住まい手サポーターは、相談にあたり倫理規定を遵守します。



【住まい手サポーター倫理規定】

- (1) 住まい手サポーターとしての良識と品位を保持すること。
- (2) 住まい手に対して誠実に助言を行い、常に住まい手の努力と責任による主体的な住まいづくりの支援に努めること。
- (3) 住まい手が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。
- (4) 助言にあたっては公平・中立な立場を厳守すること。
- (5) 住まい手サポーターとして活動を行うなかで知り得た個人の情報は、守秘すること。
- (6) 相談を申し込んだ住まい手に対して、有料業務への移行を強要しないこと。

住まい手サポーターへの相談方法

① 住まい手サポーターを探す

インターネットの検索システム、または、県や市町村の住宅相談窓口を用意されている「住まい手サポーター登録者名簿」から、相談を依頼したい住まい手サポーターを選びます。

※活動地域や得意分野などを参考にしてサポーターを選びましょう。

② 相談の依頼をする

電話またはFAXで、直接相談を申し込みます。

③ 相談に応じる

住まい手サポーターが、30分から1時間程度の相談に、無償で対応します。

※相談は電話またはサポーターの指定する場所（サポーターの事務所など）で行います。

※相談をする際の注意事項

- ・住まいに関する悩みや疑問など、相談内容はあらかじめ整理しておき、分かりやすく簡潔に伝えるとよいでしょう。制度の紹介リーフレットである「よりよい住まいづくりをお手伝い ～住まい手サポーターへの相談の手引き～」の裏面にある相談メモも活用しましょう。
- ・名簿の設置先の係員等から具体的な人選についての助言を受けることはできません。
- ・すべてのサポーターがあらゆる分野の相談に対応できるとは限りません。内容によって、他のサポーターや相談機関を紹介することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・サポーターからの助言は一つの参考意見です。助言をもとに、解決を図りましょう。
- ・住まい手サポーターは、匿名の相談には応じることができません。

■住まい手サポーター制度の概要

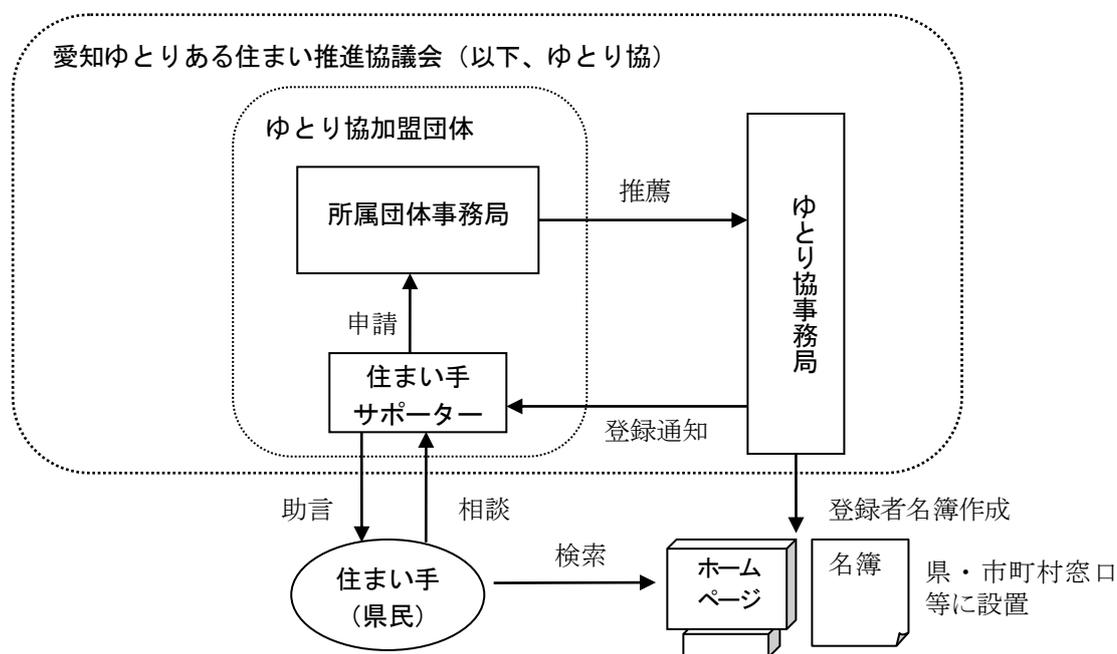
愛知県内において、県民の主体的な住まいづくり、住まい選びを支援するため、住まいづくりに関わる各分野の専門家（住まい手サポーター）を紹介する制度です。住まい手サポーターは、面接や電話で、概ね30分～1時間程度の基本的な相談に無償で応じ、客観的な立場から助言を行います。

住まい手サポーターは、住まい手の要請に応じて専門分野に関する相談に応じるほか、市町村や登録機関等の住まい手向けの相談活動等へ協力を行います。

この制度は、平成13年7月に策定された「あいち21世紀住まい・まちづくりマスタープラン」の基本目標の一つである「ゆとりと自己実現につながる住まい・まちづくり」を実現するため、チャレンジプロジェクトの一つの「住まい手サポーターの育成・配備」の具体化に向けて、愛知県と愛知ゆとりある住まい推進協議会の協力のもと、平成15年度からスタートしたものです。



■登録の仕組み



申請 住まい手サポーターの登録希望者は、所定の申請書に必要事項を記入し、所属する団体へ提出します。申請には、倫理規定を遵守し、住まい手の相談に真摯に応えることが条件となります。

推薦 申請書を受け付けた団体は、登録希望者のうち、住まい手サポーターとしての資質と能力を有すると認めた者を取りまとめて、本人の申請書に団体推薦書を添えて、ゆとり協へ提出します。推薦にあたっては、経験年数、保有資格など、団体ごとに一定の基準が設定されています。

講習 登録希望者は、登録説明会に参加し、制度の仕組みや倫理規定等について説明を受けます。

登録 講習を受講した登録希望者の名簿を取りまとめ、ゆとり協が「住まい手サポーター登録者名簿」を作成します。名簿は、ゆとり協加盟団体や県・市町村の建築関連窓口等に設置されるほか、インターネットホームページで検索することができます。

期間 登録の有効期間は、登録年度の翌年度から3年度間で、更新することができます。

【登録分野記号内訳】

1：新築・建替（木造）	11：水回り（台所・トイレ・浴室等）	20：ファブリック（カーテン・壁紙等）
2：新築・建替（木造以外）	12：木材	21：造園
3：リフォーム（木造）	13：屋根・外壁	22：外構
4：リフォーム（木造以外）	14：防犯設備機器	23：不動産売買
5：マンションリフォーム	15：建具	24：賃貸借
6：マンション建替	16：内装	25：不動産一般
7：住宅性能表示	17：収納	26：マンション管理（分譲）
8：防蟻・防腐	18：家具	
9：冷暖房機器	19：照明	
10：内装材		

愛知ゆとりある住まい推進協議会とは

愛知ゆとりある住まい推進協議会は、豊かさの実感できるゆとりある住まいづくりを推進するため、県下の住宅・宅地関係の各団体・企業等が協力し、昭和63年7月に設立された団体です。

正会員 （一財）愛知県建築住宅センター、(公社)愛知建築士会、(公社)愛知県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会東海支部愛知地域会、(一社)愛知県浄化槽協会、(公社)愛知県宅地建物取引業協会、(一社)愛知県建設業協会、(一社)愛知県木材組合連合会、(一社)愛知電業協会、(公社)インテリア産業協会中部支部、(一財)東海建築文化センター、(一社)中部不動産協会、(一社)中部地区しろあり対策協会、(一社)東海住宅産業協会、(一社)ナゴヤハウジングセンター、(一社)日本ツーバイフォー建築協会東海支部、(一社)中京住宅産業協会、(一社)日本木造住宅産業協会中部支部、(一社)不動産協会中部支部、(一社)プレハブ建築協会中部支部、(一社)愛知県空調衛生工事業協会、愛知県建設団体協議会、愛知県建築技術研究会、愛知県森林組合連合会、日本住宅パネル工業協同組合名古屋支所、東邦ガス(株)、愛知県住宅関連産業協議会、愛知県、名古屋市、(独)住宅金融支援機構東海支店、(独)都市再生機構中部支社、愛知県住宅供給公社、名古屋市住宅供給公社、(一社)日本住宅リフォーム産業協会中部北陸支部、(NPO)耐震住宅普及協会、(一社)マンション維持管理機構、(公社)全日本不動産協会愛知県本部

特別会員 愛知県市長会、愛知県町村会、愛知消費者協会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県地域婦人団体連絡協議会、名古屋市地域女性団体連絡協議会、中部経済同友会、(一社)中部経済連合会、名古屋商工会議所、(一社)日本建築学会東海支部、日本環境共生学会、(株)ライダース・パブリシティ名古屋支店、中京テレビ放送(株)、(株)CBC テレビ、名古屋テレビ放送(株)、(株)中日新聞社、(株)中部経済新聞社、中部電力(株)

賛助会員 積水ハウス(株)中部第一営業本部、旭化成ホームズ(株)中部営業本部、イワクラゴールデンホーム(株)、大和ハウス工業(株)名古屋支社、トヨタホーム(株)、(株)DG コミュニケーションズ名古屋支社、三井不動産レジデンシャル(株)中部支店、住友林業(株)住宅・建築事業本部、名鉄不動産(株)、(株)丹羽英二建築事務所、(株)地域計画建築研究所名古屋事務所、ナイス(株)中部営業ブロック、東洋プリディア(株)、(株)協和コーポレーション

【主な事業】

- 1 あいち住まいるフェアの開催
- 2 ゆとりある住まい講演会の開催
- 3 すまいる愛知住宅賞の実施
- 4 冊子「知って良かった住まいの知識」の発行
- 5 環境共生住宅の整備促進等
- 6 ホームページ等による住情報の提供
- 7 住まい手サポーターの利用促進など